

# 出雲房宗賢復仇譚の本願

佐々木 紀 一

はじめに

中世武家に伝承された先祖の勲功譚が『平家物語』に取り入れられた例として、『源平闘諍録』の千葉氏特記記事が指摘されるが<sup>(1)</sup>、同氏には家伝史料が不完全ながらも別に伝存してゐた為、比較によりその判定が可能になつたものであつて、他の武家の場合、その伝承史料の湮滅が原因で、類似の事例を挙げにくい。然るに同様源平合戦を契機とし、中世を通じて伊予に蟠踞した河野氏には、成立時期については諸説あるものの<sup>(2)</sup>、家記『予章記』が存在し、『平家』と共通する伝承を見出す事が出来る。神代より室町時代中期までの同家の歴史を伝える本書について、従来は源平合戦期以降の中世部、特にその所収文書が郷土史の研究に利用され、国文学研究者によつては、伝承的な神話部の性格とその成立に関心が寄せられる<sup>(3)</sup>。

近年、軍記文学成立の観点から大いに注目される。佐伯真一氏の功績が大きいが、従来、古簡とされた<sup>(4)</sup>上蔵院本が改変本で、それ以外の伝本中、長福寺本を代表とする諸本を古態であると指摘し<sup>(5)</sup>、同系引用の『平家』の性質について、それが四部合戦状本・『源平盛衰記』の共通祖本の性格を持つとした。同時にそれとは別に、延慶本・長門本『平家』のみに載る出雲房宗賢出生譚と『予章記』のそれに関連性があり、且つ共に不備であることから、先行する河野氏勲功伝承が存在し、両書はそれを別に利用してゐると指摘した<sup>(6)</sup>。これは『予章記』研究の大きな転換であつた。

拙稿では善応寺甲本<sup>7)</sup>の如き『河野系図』の簡潔な記事を『予章記』が基にしたと論述し、引用『平家』は四部合戦状本に近いとしたが<sup>8)</sup>、河野氏研究は全体的に進展するのに対し、『予章記』及び河野氏系図の成立自体に依然、不明点が多過ぎる。通清最期も含め、延慶本・長門本『平家』と『予章記』との差異は大きいのだが、本稿では『予章記』宗賢復仇譚本文の問題と成立について、聊か卑見を述べるものである。

## 一、『平家物語』の復仇譚

『平家』では治承五年正月の記事に、河野通清の挙兵が記される。百二十句本<sup>9)</sup>では河野の挙兵自体に触れないのだが、屋代本では、

又伊予河野ヲ先<sup>テ</sup>シテ南海道ニハ熊野別当湛増已下、皆平家ヲ背<sup>テ</sup>源氏ニ心ヲ通シケリ、東国北国既ニ背<sup>テ</sup>、南海西海如<sup>レ</sup>シ此、四夷忽ニ乱<sup>ス</sup>、世ハ只今失ナムスト有<sup>レ</sup>心人無<sup>レ</sup>シ不<sup>レ</sup>悲（卷六「木曾冠者義仲於北国謀叛事」）<sup>10)</sup>

とあり、諸国蜂起の一環として、詳細は記されない。所が覚一本では、都に届いた報告の中に、河野通清の治承四年冬の挙兵を記した後、

備後国住人ぬかの入道西寂、平家に心さしふか、りけれハ、伊与国へおしわたり、道前道後のさかひ高直城にて河野四郎道清をうち候ぬ、子息河野四郎道信ハ父かうたれる時、安芸国住人奴田次郎ハ、母方の伯父なりけれハ、其へこえて有<sup>ハ</sup>アハす、河野道信、ち、をうたせてやすからぬものなり、いかにしても西寂を打とらんとそうか、ひける、額<sup>ヌカ</sup>入道西寂、河野四郎道清をうて後、四国の狼籍をしつめ、今年正月十五日に備後のともへおしわたり、遊君遊女共めしあつめて、あそひたハふれさかもりけるか、先後もしらす酔ふしたる処に、河野四郎おもひきたるもの共百余人あひ語て、はとおしよす、西寂か方にも三百余人ありける者共、にハかの事なれハ、おもひもまうけすあハてふためきけるを、たてあふものをハぬふせ、きりふせ、まつ西寂を生とりにして、伊与国へ

おしわたり、父かうたれたる高直城へさけもてゆき、のこきりて頸をきたりともきこえけり、又はつけにしたりともきこえけり(巻六「飛脚到来」)<sup>11)</sup>

と詳しく、富倉徳次郎氏は屋代本の如き簡潔な拳兵記事に、覚一本が復仇譚を増補したとするが<sup>12)</sup>、通清の戦死と、その子通信が、備後の鞆で酒宴中の西寂一行を急襲したとする合戦の経過が記される。その時期は不明だが、劣勢ながら通信が手勢を率ゐて、切り勝つたとあるから、陸地での戦闘である事が明確である。注目すべきは西寂の通清墓前での極刑であるが、頼朝の父の仇である長田庄司父子の処刑について、『平治物語』に、

忠宗・景宗をからめとり、搦にこそしてけれ、よのつねのはつつけにハあらす、義朝の墓の前に板を敷て、左右の足手を大釘にて板に打付、足手の爪をはなち、頬の皮をはき、四五日のほとに、なふりころしにぞ、ころされける(九条本卷下)<sup>13)</sup>

とする。実は『保暦間記』<sup>14)</sup>では斬首とあつて、その最期の様子は一定しないが、磔と言ふ極刑、墓前で無念を晴らす点も共通するから<sup>15)</sup>、この合戦には、仇討譚としての性格があり、有力な西国御家人河野氏の元で成立した復仇譚を淵源に持つと推定する事は不可能ではない。

しかしさうだとして、諸本間でこの河野氏記事の差異が大きい。四部本・『源平盛衰記』でも、通清の拳兵は治承四年十一月頃と読めるから(四部本卷五「希義通清被誅」)、翌年二月の仇討ちまでの期間の挙行、及び極刑は覚一本と大きく異ならないが、

通清子息河野四郎通信遁<sup>1)</sup>高城々々<sup>1)</sup>、渡り安芸国へ自<sup>1)</sup>「怒何」郷三十艘兵船<sup>2)</sup>「海男船・舩艦舩」、渡伊与国へ、<sup>ウカ</sup>關<sup>2)</sup>西寂程、二月廿一日、西寂宿海武羅高砂<sup>3)</sup>遊君共召<sup>シ</sup>集<sup>メ</sup>船遊<sup>ヒ</sup>、通信<sup>3)</sup>「押<sup>シ</sup>寄<sup>セ</sup>」<sup>4)</sup>「虜返高城々々」、為<sup>シ</sup>張<sup>ハリ</sup>付<sup>1)</sup>ニ申、又鋸切<sup>レ</sup>首申、5「(四部本卷六「怒賀入道河野合戦」)<sup>16)</sup>

とあり、「宿海」の意味が不明瞭であるが<sup>17)</sup>、伊予が拉致の現場であると解すると、覚一本とは状況が異なる事になる。また通信は三十艘の偽装釣船で偵察し、船遊中の西寂を急襲したとあるが、海上か地上か、また生け捕りの状況

の子細は不明であるものの、覚一本同様、手勢を率ゐてゐたと読め、通信の雌伏についての言及がない。

所が問題の延慶本・長門本『平家』では、河野通清拳兵以降の詳しい経過が示される。治承四年の冬に拳兵した河野通清は、平家方の西寂と交戦するが、その最中捕虜となつた通清弟の北条三郎通経は<sup>(8)</sup>、西寂方の捕虜との交換を兄に断られ憤激し、西寂軍を手引きした為、通清が討たれたとする長文の合戦記事を持つ。その子通信は「川野城ヲ落テ」石見に渡つたとして、

爰ニ通清カ養子、出雲房宗賢ト云僧アリ、是ハ平家忠盛子也、大力ヲ甲ノ者也、師以前ニ他行シタリケルカ、此ヲ聞、  
忿キ伊与ヘ越テ、舍弟通信ニタツネアヒテ、西笏ヲ伺ケルホトニ、西笏運ノキワムル事ハ、去二月一日、室高砂ノ遊君  
共召集テ、浅海<sup>(9)</sup>船遊シケルホトニ、家子郎等共、磯ニ下リ混<sup>(10)</sup>西笏只一人残タリケリ、出雲房サラヌヤウニテ船ニ  
ノリ<sup>(11)</sup>、「トモツナ<sup>(12)</sup>「ラシキリ」、西笏ヲハ、船ハリニシハリ付、奥ヲ指テ漕出ル、家子郎等ハ、シハシハ入道ノ  
漕ト心得テ、目モカケス、次第ニ奥ノ方ヘ遠ナリケレハ、アレハイカニ<sup>(13)</sup>ト申トモ、又船モナケレハ不及力<sup>(14)</sup>、ヌケ  
くト被取ニケリ、出雲房ハ夜ニ入テ有ル渚ニ船ヲ漕付テ、通信ヲ尋ル処ニ、川野四郎、沼田郷ヨリ大勢卒テ、伯父北  
条三郎打取テ、并太子ノ源三生取テ、出雲房ニ行合ヌ、二人ノ敵ヲ生取テ、各ノ悦<sup>(15)</sup>天、高直城ニ將返テ、太子ヲハ張付ニシテ、  
西笏ヲ<sup>(16)</sup>3「鋸ヲ以テ、七日七夜ニ頸ヲ」切テケリ（延慶本三本「沼賀入道与河野一合戦事」<sup>(17)</sup>）

と、此処に出雲房宗賢なる人物が登場する。

年時を見るに治承四年十一月が通清の挙兵で、翌年二月一日の復讐とするから、期間は比較的短い点、前述諸本に同じだが、西寂が只一人残つた船に宗賢が単身乗り込み、拉致したとする、絶妙な手際が記され、復仇譚としての膨らみが見られよう。一方通信は沼田に亡命した後、「大勢」を率して伊予に帰還するが、拉致には加はつてをらず、その雌伏について言及は無い。

以上、諸本間の差異は小さくなく、その前後が問題となるが、宗賢が登場する延慶本・長門本に関して考察すれば、両本には細部の著述には不自然な所がある。佐伯氏論<sup>(2)</sup>が指摘する様に、宗賢を平忠盛子とするが、平家一門の公達

が地方武士に養はれると言ふ、特殊な事情の説明が全くない。大阪歴史博物館羽間文庫蔵『日本百姓縁起之系図』（近世中期写）には、

伊予ノ河野ハ鳥羽王ノ大明神ノ子也、通宗朝臣ト云也、不思議ノ勅ニ依、賜ニ百姓ニ也、大明神ハ本地大通智勝仏ノ垂迹也、母ノ姓ハ平氏ノ女也、今ハ越智氏ト也口伝

と胡乱な記事があり、河野氏と平姓女子との縁戚が語られるが、平氏の素性の説明も無いし、『百姓縁起』の他の伝本<sup>④</sup>には本記事が見えず、これは寧ろ『予章記』に影響を受けた末流伝承と疑ふべきであらう。

また延慶本・長門本で、通信が捕虜にし、同様虐殺したとある大子源三は、以前の通清討死合戦部に言及がなく、登場が唐突で<sup>④</sup>、これも説明不足である。転写の間の欠落の可能性も完全に否定出来ないのだが、これからすると延慶本・長門本の当該部本文の齟齬は、寧ろ先行資料を取り込む際の不手際で、且つそれが河野氏の始祖勲功伝承に由来するとする理路が浮上する。当然その先行史料との関係を考慮されるのが、佐伯氏論<sup>②</sup>の指摘する『予章記』の記事である。

## 二、『予章記』の復仇譚

『予章記』の古態本の復仇譚は以下の通りである。

『長予』出雲坊宗賢ト云ハ、通清若年ノ頃、江州西坂本ニテ捨子ヲ拾得タリ、葛籠ノ蓋ニ入テ錦ニテ裹、上ニ平ノ字ヲ書タリ、如何様ヤウアル者也トテ抱帰リ養育シテ見レハ、生長スルニ随テ容儀モ義ク、勢力世ニ越タリ、先法師ニ成テ出雲坊ト名ク、通信ハ親ヲ奴可入道ニ討セ口惜思、如何シテモ敵ヲ打ハヤト明暮悲メ共、牢落ノ身ナレハ詮方モ無シ、宗賢モ同志ニテ鬱念含タル計ニテ月日ヲ送<sup>⑤</sup>死ニ、奴可入道備後之国ニ恩賞給テ、栄花ノ余ニ輛ノ浦出テ、室・高砂ノ遊君ヲ集メ、山海ノ鱗蹄ヲ集テ連日ノ酒宴ヲシケル、此節又鮑ノマハリ三尺

余ナルヲ設タリ、以レ之宗賢ト二人、彼酒宴ノ処ヘ行テ云様、是ハ与州今治ノ海人也、御遊宴ノ由承及間、可レ然者求得テ持参スト申ケレハ、西寂ヲ始トシテ満座人驚レ目悦フコト不レ斜、幕内ヘ「」入テ対面シテ、盃ヲ出ントスル処ヲ、宗賢飛入テ、西寂ヲ生取テ提テ出テ、船ニ乗り、筒ノ前ニ搦付テ、兩人船ヲ推出シ、通信大音揚テ名乗也、是ハ河野四郎通信也、父ノ敵ヲハ真カウトルソト云テ、漕出タル也、伊与国風早郡北条浜ニ付キ、西寂ヲハ高繩城通清ノ墓ノ前ヲ三度曳シリ廻テ首ヲ刎也（中略）二人而思フ俣ニ振マヒナシテ本意ヲ遂ルコト希代名譽也、出雲房ヲハ弥忠賞シテ十八ヶ村ニ入、桑原ト称シテ一種姓トナルナリ、今ニ繁昌シケル也<sup>②</sup>

『予章記』諸本の内容に大異は無いが、宗賢が拾子で、その包みに「平」とあつた事は、それ以上の説明が無いが、佐伯氏論②の指摘通り、延慶本『平家』の忠盛子とある説明に成り得る事は確かである。一方、海人に変装し、鮑献上と云ふ策略により接近し、通信・宗賢が家来の控へる中、拉致して行つたとする、具体的な状況が全く異なる。宗賢はこの復仇の勲功で河野一門衆桑原氏の先祖となつたとして、始祖伝承ともなつてゐるが、佐伯氏論②が指摘する通り、本書では宗賢は通信と共に行動してをり、勲功を宗賢一人に帰する事が出来ず、力士としての役割に留まる事になる。また『平家』と異なり、通信の「牢落」の雌伏期間、策略の説明があり、仇討の経緯が詳しく記される。

『予章記』通清戦死譚と、延慶本・長門本『平家』のそれとの懸隔も大きく、両伝承の前後関係が問題となるが、『予章記』の拉致の状況には不自然な記述がある。海人に変装して西寂に接近した二人であるが、二重線部の「飛入」とあるのは、何処から何処へ入つた事と成るか。幕内招致を已然とすれば、同じ場に居る訳だから、飛入の意味が無意味になる。通信のみが幕内にあり、宗賢が幕外にゐたとすれば可の如くであるが、文意の如くはさうは読めないのではないか。

上蔵院本『予章記』では、通信と西寂は「大力ノ楯取共五、六人相具シ」たとし、鮑献上を申し出、同様、酒宴中の西寂主従に接近するが、

入道聞テ、優キ漁父ノ申事哉、ソレ召シ出シテ酒ヲ飲セヨト下知ス、近習ノ者承リ、即鮑魚ヲ取テ西寂カ前方（マヘ）キ居

へ、二人ノ漁父ヲ幕内へ呼ヒ上テ、酒ヲ強テソ盛ニケル、時ニ入道斜ナラス悦ヒ、当座ノ興ヲ催シテ自ラ酒ヲ勸ル処ニ、二人トモ飛入り、西寂ヲ提ケ出テ舟ノ内へ投ケ入レケレハ、楫取共取テ押へ、舟柱ニ搦メ付テ即船ヲ推出ス<sup>23</sup>

として、幕内に招き入れられた後、西寂自身の賜盃の時点で拉致したとする一方、「飛入」を残す不手際がある。後出文献は、

西寂始、皆驚目、悦事不斜、幕之内呼入対面時、宗賢飛懸生捕西寂、提而飛乗我船（伊子史談会蔵松垣本『河野系図』通信協書）

また、

西寂進レ席ニ、欲ニ与ヘント酒盃於兩人ニ、宗賢飛懸テ生ニ捕西寂一奔ニル于船許ニ（得能本『予陽河野家譜』）<sup>24</sup>

また、西寂始シテ満座悦テ、時ニトツテノ馳走神妙也、其漁夫内へ入ヨトテ、幕ノ中エ呼入、席ヲ近付テ、数献ニ及フ、于時兄弟目ト目ヲ吃ト見合、宗賢飛掛、西寂ヲ引立出（中略）、其間ニ兄弟船ニ飛乗、西寂ヲハ稠ク船バリニ搦付（築山本『河野家之譜』）<sup>25</sup>

と、「飛掛（懸）」とするのは、幕内での拉致と判定しての改変であらう。

さすれば『予章記』本文の幕内招致、対面、賜盃を全て未然の事として、幕内に踊り入る様を「飛入」と表現したと解すれば可か。それでも、

幕内へ呼入テ対面ノ盃ヲ出サントスル<sup>26</sup> 処<sup>27</sup>ヲ宗賢飛入テ西寂ヲ生捕テ堤テ出テ（島原本）<sup>28</sup>

とある様に、「飛入」が不適切と見て改めたと推測される例がある。「満座人」とある事からすると、状況不明の俣、或は衆人列座の中、幕内に飛び込んだことになり、宗賢が西寂を拉致し、船迄運んで行き、二人で西寂を縛りつけ、離岸する事が自然か。『予章記』の前掲本文の中略部分には、家人達が二人の武勇を怖れた為、又は酩酊の為と躊躇

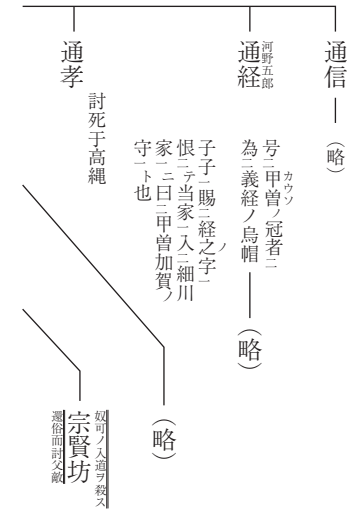
の理由について言及されるものの、注釈本『予章記』二一⑤【注釈】・【補注】が指摘する様に、総じて状況が不自然で、拙劣である事は確かである。杜撰な創作、或いは本文誤写の可能性を否定するものではないが、先の「飛入」からすると、『予章記』の復讐譚も本来、船に飛入つて拉致したとあつたもので、延慶本・長門本『平家』に同じではなかつたか。

### 三、長福寺系本『河野氏系図』の宗賢復讐譚

『予章記』には河野氏の「家ノ旧記」を利用したとあり、当然、その可能性のあるのが、善応寺甲本『河野系図』の裏書であるが、

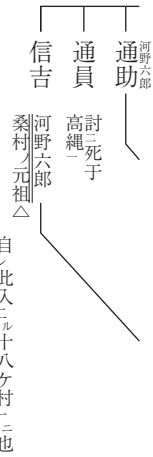
元暦元年十二月奴賀入道西寂於生虜天於亡父墓所切其頭（通清条）

と宗賢の関与については記されないから除外出来る。目下、宗賢復讐譚の遡及が困難な訳であるが、些か注目すべき記事を持つのが、長福寺本系統の河野氏系図である。長福寺本の当該箇所を挙げるに（以下、【長系】と略）、



是者通清於二テ江州坂本一拾子也長生シテ与二兄ノ通信一何ニ父ノ敵奴可入道一ヲ海上三送レ日月勉奴可入道出二瀬浦一ニ集ニテ室高砂ノ遊女一而舟遊スル居処へ漕寄飛一入船中一ニ生ニ捕奴可入道一ヲ入ニ吾船一擲ニ着舟梁一曳一上高縄殺レ之自レ此入ニル十八ヶ村一ニ也





とあるが<sup>四</sup>、宗賢脇書を見るに、出生の件り、西寂の靱浦出帆とある点、延慶本・長門本『平家』よりも『予章記』に近い。また通信の脇書には、

【長系】養和ノ頃、父ノ敵奴可入道ヲ擲取テ曳上高縄ノ城ニ与ニ宗賢坊ニ殺レサシム之<sup>四</sup>

とあるだけで、宗賢の役割が明確ではないが、通信と共に西寂を拉致したと読む事が可能であらう<sup>四</sup>。この通信脇書は『予章記』に同じことになるが、宗賢脇書は海上か浜辺か不明であるものの船に「飛入」り、西寂を拉致したとある点、『平家』に同じで、且つ端的に先に問題にした『予章記』の「飛入」の不合理を解消する。これこそ両文献を遡る河野家の伝承を伝える史料であらうか。長福寺本系統の成立を考察する必要がある所以である。

管見に入つた同系統本として、

一、長福寺本系図 【長系】と『長予』の伝承を説明する南明由緒書によれば<sup>四</sup>、河野家最後の当主四郎通直に近侍した得能弥七郎（後に浮穴清七）は、所持してゐた「在屋形之系図并預章記」を乳母子の關係にあつた、弾正少弼通直女の黒川通広室（花顔妙寿）に託し、同女の所生の正岡太郎左衛門（常元）室（幼名桃女、竜華院）より、その子の南明に伝はつたとされる。そこに、

晚ニ視<sup>スル</sup>ニ世上往々ノ屋形ノ系譜ニ、有ニ異同一（往々有之預章、或巻物等ハ十八将ヨリ出ルノ写ナリ、故ニ異ニル清七カ真ノ屋形ノ本書ニモノ勿論也）

慶安年中二本書朽テムシハム故、自ラ写テ秘ス

とあるから、その元本は『予章記』共々、河野家当主所持の本で、慶安年中の写となる。

一、諸家系図纂二十四所上所収『越智稲葉系図』（内閣文庫本による。【越智稲葉】と略。続群書類従本所収「越智系図」がほぼ同じ）

一、早稲田大学図書館蔵大隈本『河野系図』（イ一四A五二九三）【越智稲葉】系写本に近いが、一部崩れる。稲葉氏を更に増補（同館の電子公開による。以下、【早系】と略）。

一、上蔵院本系図（以下、【上系】と略。東大史料編纂所本の謄写本）<sup>31)</sup>

一、洲本市立図書館蔵『予章記』所収「河野系図（甲）」大幅に構成・本文を改めた本。（【洲系】と略）。

一、『河崎文書』所収「河野家譜」（当主を横に列挙する代々書。脇書本文を読み下し、文意を通り良くする為の増補が多い。以下、【河崎系】と略）<sup>32)</sup>  
を挙げる事が出来る。

その成立を考察するに、先の仮定とは逆に、『予章記』本文が全般的に系図に先立つと考へられる。前掲の通経の脇書の如くは、同人が細川家中となつた事に成るが、これは『予章記』の通経条の、

『長予』其孫繁昌有ケルカ、細川武州頼之上意違背ノ如ニテ四国下向ノ時分、当国ヲ取合ケル時分、惣領ヲ恨テ、義ヲ替テ細川家へ被レ出衆ノ中ニ甲曾与力、其俣細川被官ト成

の、子孫の記事を落した為と解される<sup>33)</sup>。これは系図段階での脱落の可能性を否定出来ないが、河野通信脇書の勲功列挙を見るに、

【長系】文治五年ニ奥州入ノ時、依ニテ阿津賀志山先陳ノ功ニ、賜ニ奥州ノ三迫<sup>ハサマ</sup>ニ、又射ニ殺梶原景時<sup>ハサマ</sup>ヲ賜ニ宇都宮<sup>ハサマ</sup>

とあり、【早系】では「賜ニ宇都宮ヲ」とするが、宇都宮または同氏の所領を拝領した事は不可解で、未確認。一方、宇都宮氏に勲功賞を賜つたと読むと、本脇書の通信の勲功を記す趣旨と無関係である。これは『予章記』で、通信が義経同心の讒言により、伊与喜多郡を収公され、梶原景時に与へられたとする記事に続いて、

『長予』又梶原ヲ被レ失時、以ニ的矢ニ景時ヲ射タリシ勲功ニ依テ宇都宮賜レ之、然共文治五年八月七ナリ奥入合戦之時、河津賀志山ノ先陣懸タリシ軍功ニヨリ奥州三ノ迫ヲ賜リ、又為ニ喜多郡替ニ久米郡ヲ賜ル

とあり、喜多郡は河野通信の所領ではなく、宇都宮氏が賜つたと解される。梶原景時を射たのは宇都宮氏ではないが<sup>84</sup>、守護が佐々木盛綱から、いつしか宇都宮氏に移つた事も確認出来る<sup>85</sup>。前掲『予章記』本文は「宇都宮ヲ賜レ之」(杲大齋本)<sup>86</sup>と訓むべきだが、「宇都宮ヲ賜」(臼杵甲・乙本)とも訓まれる如く<sup>87</sup>、長福寺本系が『予章記』本文を誤解し、通信が宇都宮領を賜つたとする勲功記事として略述したと考へられる。

同時に長福寺系本は、善応寺本系系図より後出であると考へられる。玉興条を見るに、【善系】(二神本同)では玉興と三島大明神が、『予章記』では玉興と役行者が唐崎に趣き、伊予に向けて乗船するとする。故にその地名を三島江としたと『予章記』にもあるから、善応寺系本が古態を保つと拙稿に指摘したが、長福寺系本では、『予章記』と同じく、行者の流罪を弁護した為、玉興と共に唐崎に下つたとする本文を持つからである。更にそこで、

【長系】文武天皇ノ御宇大長八年イニ役行者遭レテ讒ニ流刑ノ時、行者無レ咎由、玉興依レ有ニ陳奏ニ、被レ行ニ同罪ニ、出ニ王城ニ、到ニ接州唐崎ニ、無ニ借レヌ舟人ニ、爰ニ有ニ越船ニ艘ニ、一人ハ不レ借、一人依レ借レ舟、乗レ之、渡ニ伊預ノ国ニ、其時於ニ備中ノ沖ニ、以レ弓筈ヲ、攪ニヘハ海ノ潮ニ、清水湧出、飲レテ之、皆止レ渴、其ノ処ヲ曰ニ水嶋ノ渡ト、至レ今水有レ之、<sup>a</sup>其後、越智郡ノ御島ニ有ニ御垂迹ニ、自ニ文武帝ニ、賜ニ額ヲ正一位大山積大明神ト

と、a以下の垂迹記事が唐突で、神仏ならぬ玉興の事績とすると前後に理路がなく<sup>88</sup>、『予章記』に見えない。これは善応寺系本で、三嶋明神が玉興に伴ひ、伊予向けの船に同船してゐたとある件り(清水湧出も明神の奇跡とされ<sup>89</sup>)に続いて、

【善系】当国国府小千郡三嶋〔亦号御嶋、又号見島〕有御垂迹

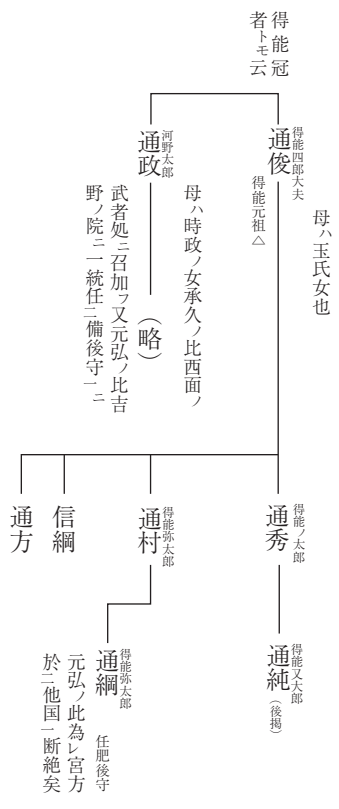
正一位大山積大明神額ニ銘ニ本地大通智勝仏

正一位諸山大明神額ニ銘ニ

とある三島明神の記事を利用してゐるからである。

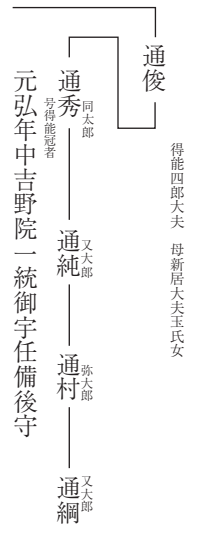
また河野通信子の通政協書を見るに、

【長系】



とあるが、通政協書の吉野院一統以下は、時代錯誤である。これが『予章記』の、『長子』通村子通綱〔得能又太郎〕任〔備後守〕、元弘年中吉野院御一統ノ時、通信旧領ヲ賜テ惣領ニ被レ補、其ヨリ惣領ヲ背テ河野ト号ス

と近似する事が分かるが、通政に付せられる所以は不明。然るに【善系】を見るに、



承久年中隠岐院御治世之時被召加西面武者所衆

とあり、隣接する南北朝時代の南党の武士得能通綱<sup>39)</sup>の左の脇書を、誤つて通政に付したと説明出来る<sup>40)</sup>。

長福寺本系の他本で、この配置が崩れてゐるが、前掲の宗賢の位置を【長系】は通信兄弟の下に置き、六郎信吉と同人とする<sup>41)</sup>。他の諸本は後掲の通り、通信兄弟と横線で繋ぐ事、善応寺本系の【善系】・二神本には宗賢を釣らない事からすると<sup>42)</sup>、それは『予章記』からの宗賢増補の過程を示すもので、古態を残すと解すると、端的に【長系】が同系諸本の祖本であり、南明の作となるか。

善応寺系本・『予章記』との関係からすると、それから離れる所の多い【上系】・【洲系】・【河崎系】は後出本と判断されるが、【越智稲葉】・【早系】が【長系】よりも古態を残す箇所がある。三並脇書を見るに、

【長系】 為<sup>レ</sup>新羅退治ノ大将十人被<sup>レ</sup>渡、其内ノ三番目也、任<sup>二</sup>伊預皇子<sup>一</sup>也、下国之行列<sup>三</sup>幕紋一鄰<sup>ナリ</sup>也

【越智稲葉】 為<sup>レ</sup>新羅退治大将十人被渡、其内三番目也、任伊予王子下国之例、幕紋一鄰也<sup>43)</sup>

【河崎系】 神功皇后新羅退治ノ時、十人ノ將軍ヲ遣ハサル、三並其第三番也、其時三並伊予皇子ノ伊予二下り玉フ時ノ例ニ随ヒ幕ノ紋ニ一鄰ヲ附ク

【上系】 此三並為新羅退治、自日本大将十人被<sup>レ</sup>渡、其内三番軍將也、任<sup>二</sup>王子当国下り<sup>一</sup>マラ例<sup>一</sup>、幕ノ紋ハ一鄰也とあり、『予章記』ではその対応本文は通信条にあるが、

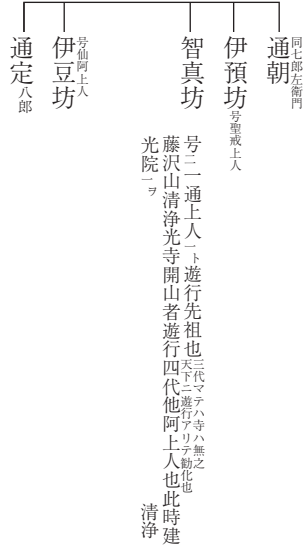
【長予】 抑当家幕紋事、先祖三並夷国退治ノタメニ日本ヨリ大将十人被渡遣ケル時、三番目タリシ、其時ノ幕紋ハ一鄰也、伊与皇子御下向ノ段ノ例也（『上予』なし）

とあつて、【越智稲葉】が『予章記』に近く、【長系】他はそれを崩してゐる。

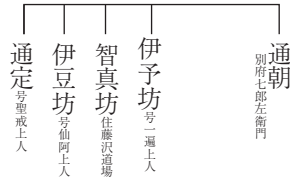
また益躬脇書で、鉄人残党の処置として、【長系】では「棄<sup>二</sup>置浜<sup>一</sup>迎浦波<sup>二</sup>」とあり、意は一応「浦波」でも通じるが、当該部の典拠である善応寺系本では、【善系】「棄置西海之浜浦」<sup>44)</sup>とあり、【越智稲葉】「棄置西海之浜之浦々」

【早系】同・【上系】「棄置西海ノ浦々ニ」とある方が、より善応寺系本に近い（【洲系】・【河崎系】なし）。  
 更に一遍上人兄弟（通広子）を見るに、

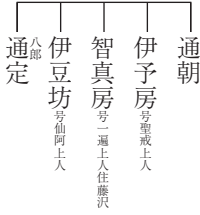
【長系】



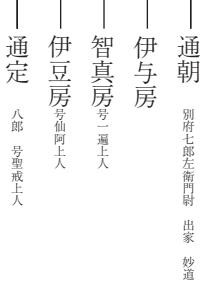
【越智稲葉】<sup>(45)</sup>



【上系】



【善系】



とあり、【長系】が独自の記事を持ち、且つ【越智稲葉】と【上系】が近い<sup>(46)</sup>。但し聖戒の比定が異なるが、【越智稲葉】が【善系】に同じ事からすると、古態を残すと考へられる。以上からすると、少なく共【越智稲葉】・【早系】にも古態が残る所があると見られる<sup>(47)</sup>。但し、

【越智稲葉】（「」は【早系】） 【長系】（【上系】ほぼ同）

通純 得能又太郎  
（伐六波羅羅部賜河）  
淡富田庄也 通純 得能又太郎  
伐二六波  
羅吏部一ヲ依二其功一  
賜二阿波富田庄一也

とあり、六波羅探題の北条時輔（式部丞）を誅殺した二月騒動の記事であるが、【越智稲葉】に脱落がある事が分かるから、同本が祖本ではなく、それを崩す【早系】も同様である。

これは【長系】を、同系系図の祖本で南明施注とする先の仮説と背馳する事にならう。【長系】の他本に見えない記事について、南明自身の注記の可能性のある記事がある。系図の上欄注記に、

長福寺八道前ニアリ、関山派南明剃髮ノ地ニシテ中興シテ、山ヲ東海ト云、承応年中也  
とあり、その出自の正岡氏についての、

【長系】 【越智稲葉】（【洲系】同）

北条六郎大夫  
康孝——△経孝  
北条大夫ト云府中電岡ニ館シテ住ス岡ヲ  
改テ云ニ正岡大夫ニ正岡元祖也  
正岡衛門大夫此末孫

常孝 電岡ノ  
城主ナリ

北条六郎大夫  
康孝——経孝 北条大夫  
正岡  
祖也

とある独自部脇書も同様である。南明施注か、個々確認出来ないが、【長系】の小千の注の、

王子ノ末ナル故ニ以小千為レ氏矣

「梵王領ニ四天下ニ而三千大千世界自然ニ成ル者明ニセリ  
俱舍論ニ依ニ故実ニ王子末祝レ之ヲ姓ニス小千ト  
ト云伝フ

は同系他本に見えず、また為世条に、

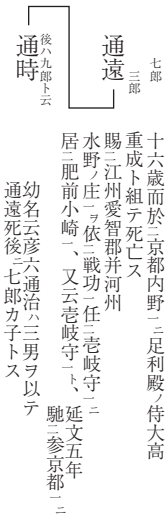
浮穴御館 ウケナ  
為世 家時無ニ世子ニ、故賜ニ王子ニ為  
レ婿君令ニ養子ヲシテ繼レテ家、代々可レノ為ニ  
無官ノ五位一之由、被レ宣下抑又  
新居ノ先祖也、雖レ為レ婚繼レテ家ヲ也△

嵯峨天  
皇ノ第十ノ御子也  
賜藤原姓

の破線は、【長系】のみで、且つ【善系】・『予章記』では、新居氏の先祖を玉興兄弟で越人の「新居殿」とするから背馳する訳である。一方新居氏を為世の子孫とする系図<sup>(48)</sup>がある事から判断すると、【長系】独自部は別史料を利用した可能性が考慮される。

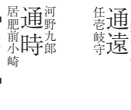
また独自の改変と思はれる例がある。微細乍ら河野通遠の注記を見るに、通治子として、

【長系】

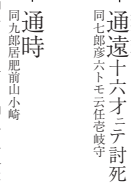


とあり、七郎通遠の戦死が記されるが、一方で彦六をも仮名とし、壱岐守に任ぜられたとある。同系他本も、

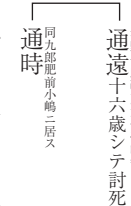
【越智稲葉】



【上系】



【洲系】



と、同じであるが、【長系】のみ、通時にも「彦六」・「壱岐守」の同じ経歴を記し、更にその経緯を記す。然るに『太平記』巻九に、「対馬守カ猶子ニ七郎通遠トテ、今年十六ニ成ケル若武者」(西源院本)<sup>(49)</sup>が大高重成に討たれたとされ、『予章記』に引かれる。擬制的関係の説明がなく系図に釣られたと解しても、その後、

『長予』彼河野七郎通遠ハ、垂髪ノ時ヨリ合戦ヲ遂ケ、江州愛智郡并河州水野庄ヲ賜、任ニ壱岐守ニ、十六歳ニテ討死ス



とあるから、その事績は合戦以前の事と解さざるを得なくなるが、更に【善系】を見るに、

通遠 彦六 壹岐守

但養子分譲所領、行幸供奉  
之時勅許受領 貞和三年  
但養子 通経末某也

と、養子通遠は見えるが、『太平記』の仮名・戦死記事がなく、『予章記』・長福寺本系がこれを取り合はせた事が分かるが、【長系】は更に独自本文を持つ事に成る。

さうすると宗賢を信吉と同一人とする【長系】の位置付けも、寧ろ【長系】、更には端的に南明の改変ではないか。即ち、

【善系】 【越智稲葉】 (【早系】・【洲系】同)

信吉 河野小十郎

信吉 河野六郎 (宗賢脇書があり、

宗賢坊桑原  
祖也

【長系】に同じだが、  
返点、送仮名なし)

と有るが、宗賢を『予章記』より通信の兄弟に補った【越智稲葉】が古態を残すと解し、別に長福寺系祖本が存在すると解する。以下、【長系】と【越智稲葉】の共通本文は、長福寺系祖本本文に存したと仮定して論じたい。

#### 四、長福寺本系宗賢復仇譚の成立について

【長系】と【越智稲葉】に共通する問題説話は、南明以前に長福寺系の系図に既に存在したと解する訳だが、その由来の説明は可能であらうか。西寂の遊覧船に「飛入」とするのが本来とすると、同記事には、他の箇所とは異なり、古態『予章記』または古伝承が残存してゐると解する事である。しかし【長系】・【越智稲葉】に、現存『予章記』(及び善心寺本系)に見えない記事はあるが、

【越智稲葉】(新居殿・華嚴三郎条) 宇麻郡河江有異俗(諸本同)

や、

【越智稲葉】(通清条) 於高繩天神森討死也(他本も傍線部同)

の傍線部の如き、短い歴史的固有名詞は、増補の可能性ありと見て除外するとして、

【越智稲葉】(守興条) 承天智天皇命、治新羅、於越国、經三年、其間誓遊女、有二子(他本傍線部同。松垣本も同)の傍線部は、

『長予』天智天皇ノ御宇ニ勅命ヲ承テ、新羅国ニ赴給、堺目ニテ三ケ年逗留有也

には見えない。但しこれは後に、守興子の玉純が越国人であるとされる事による補筆と解する事が可能。また、

【越智稲葉】(玉澄条) 称河野事者、於備中沖、船中探得水者、子里高繩山流出水也、然水可予里四字作二字、

名字付河野(【長系】傍線部「也」)

とある件りは、河野の名字の由来の故事付けで、波線部を【長系】は「然、水ハ者可レノ予里」とする。これは、『予章記』に、

『長予』只今探得ツル水ハ、伊与国高繩山ヨリ流出シタル水ノ末ナリ、彼高繩山ハ觀音菩薩靈驗ノ地也、当初十  
六人ノ天童彼ノ処ニ来遊シ玉フ、即三島大明神十六王子靈跡有也、新宮ト号ス、其廟下ヨリ流来水也、我奇瑞有  
テ是ヲ知レリ、汝モ、然ハ彼水上可レ住、サレハ水ヲ予里トスヘシト云フニ文字ニ成テ、河野ト名ヘシ

とあつて、発話の文脈が異なる。東大史料編纂所蔵『諸家系図』卷四十二所収「河野」の玉興脇書では、

伊与国於高繩山、有清泉、仍住此処、以此水宜予里、故以水可予里之四字、名河野也(電子公開)

とあつて、これも発話の状況が不明だが、共に長福寺本系の本文との先後の判断は困難である。

些か問題なのが、

【長系】(通有系) 後宇多院「弘安四年五月廿一日、蒙古<sup>カ</sup>船四千艘人数二十四万渡時<sup>52</sup>

の二重線部の、蒙古の兵船・軍勢の数と本文の位置で、

『上予』後宇多院弘安四年五月二蒙古四千艘ノ兵船ヲ浮へ、軍卒二十四万人日本ヲ襲ヒ来ル  
また、

『洲予』人王九十代後宇多院ノ御宇弘安四年五月廿一日、蒙古廿四万人、船四千艘ニテ襲来<sup>63</sup>  
とある両本が近い。対して、

『長予』後宇多院御宇弘安四年蒙古襲来、(中略)夷賊ハ二十四万舟八千艘(広大本「数万艘」)  
は、それよりも遠い。所が『予章記』の他本<sup>64</sup>は、波線を「十万八千艘」として更に一致しない。

【長系】が古態『予章記』本文だとすると、それに近い『洲予』、『上予』、次いで『長予』が近く、他の『予章記』はそれを改変したと説明する事になるが、佐伯氏論<sup>①</sup>より、『上予』が後出本であること『長予』の筆写者南明以前に、『予章記』が存在してをり、『長予』が同系諸本の祖本であると断定できない事になるが、此の独自本文でも、長福寺系本文が古態『予章記』本文であると認定することは困難であると思はれる。

それでも宗賢協書のみは古態を留める可能性のある事を、完全に否定出来ない事も確かである。しかしこれは長福寺本系の改変と見るのが私案である。河野家の伝承が可塑性に富む事はこれまでに挙げた、後出文献の例からも分かるが、河野系図(・『予章記』)の益躬の鉄人退治譚に登場する郎等の「出江橋立」(加能越本)<sup>65</sup>なる不自然な名が<sup>66</sup>、それを利用する『王年代記』「推古・造貢五年条」では、「(鉄人が)出江於三橋上立ッ」つた為、足裏の弱点を偶然発見すると言ふ、合理的かつ同退治譚通用の解釈が施される(拙稿)。蟹坂が舞台であるとする、江に出る事はなく、且つ文献批判でも『王年代記』本文が古態と判定出来ないから、これは、より合理的な改変の結果と評価できる。

また端的に西寂拉致を改変した作品がある。成立時期は貞享三年以前以外不明であるが、西寂拉致を題材とした能『西寂』で、

A是ハ<sup>ワキ</sup>備後国の住人努賀の入道西寂にて候、爰に伊予の国の住人、河野<sup>x</sup>四郎道清と申者、<sup>y</sup>道後道前のさかひ

高繩と云城を拵、平家をそむき候処に、某立越即時に城を賁落し、道清を討て候、然間其忠により、当国を給はつて候、今日ハ天氣もうら、かに候程に、<sup>z</sup> 鞆の浦へ出て網をひかせはやと存候（『版本番外謡曲集一 三百番本』）

とあり、西寂が酒宴の興に網船を呼び寄せ、曳かせるが、

B<sup>西</sup>ふしきや是なる網舟を、只よの常の舟と思ひて候へは、打物ひらめきてみえたり、そも汝ハいかなる者ぞ<sup>カウ</sup>今ハ何をかつ、むへき、伊よの国の住人河野四郎道清か子に、道信とは我事なり、其折しもハ他国に有て、ありあハされは力なし、

と名乗る。通信は西寂郎党を蹴散らした上、

C 河野の四郎ハかつに乗て、舟より飛をり太刀取直、面もふらすた、かひしに

と上陸し、西寂を最終的に組み伏せ、

D 頸かき切てさしあけつ、思ふかたきハかうこそとれとよはハリすて、小船にゆらりと飛乗本国に、又立帰る

河野が振舞誉ぬ人こそなかりけれ

と、西寂の首を取り、引き返すとある。

Bの波線部の文辞が共通するのは、覚一本・同周辺本・八坂本第四類本『平家』であり、それを基にすると考へられるが、通信が策略で警戒されずに、西寂に小船で接近するといふ点は、仮に『予章記』を下敷きにするとしても、その趣向は両書とは大きく相違し、「ふりたる笠にやふれみの」と網引きに身を籠し、通信が単独で敵を討つたところ点は、新たな創出で、これは復讐を効果的にする文芸的な改変が施されたとみられる。

長福寺本系系図も、『予章記』「飛入」の状況を批判的に解釈し、船から船への移動と解し、更に他書にはない、「海上送月日」（『越智稲葉』）と、海上での雌伏期間を明示して、合理的・文芸的改変が施されたとするのが、目下の結論である。

## 五、宗賢復仇譚の本願

延慶本・長門本『平家』同様、海上で船に飛び乗る点は、長福寺本系が先祖返りしたと解する訳だが、長福寺本系でも『予章記』同様、西寂拉致に通信が参加してゐた事に成る。延慶本・長門本の如き宗賢単独型と、どちらが本来か、本文批判よりは明らかにし難いのであるが、宗賢の単独の功名に、通信を割り込ませたもので、中世武家河野氏の権威付けが動機と筆者は推定する。先の能『西寂』に、Bを受けた西寂に、

西縦道信なりとても。正敷親の最期にたにも。しらぬ由にて有し者の。何程の事の有へき

と、親の戦死に居合はせない事を咎める言葉がある。まして高繩城を逃れ出たとする延慶本・長門本・四部本・『盛衰記』では、不名誉の誹りを受ける余地があるのではないか。『承久記』で、伊賀判官光季が院の追討を受けて、子の寿王に鎌倉に落ちる事を命じた時、寿王に、

弓矢取者ノ子共ノ十四五計ニ成ンスルカ、敵ニ値、親ノ討レ候ハンスル所<sup>x</sup>「ニテ不死シテ落テ」候ハ、幼稚

ナレハトテ、ヨモ人ハ免シ候ハシ、親ヲ捨テ逃タル不覚人トテ、朝夕、人ニ<sup>y</sup>「被見候ヘキハ」、耻シク覚候

(元和四年古活字本『承久記』上)<sup>59</sup>

と語らせるが、同様の見解は当然有るだらうからである。『予章記』はこれを慮り、通信は偶然、他所にをり、復讐も自ら行つたとし、武人として欠ける所の無い様に改めたと推定するからである。

更に後出の『平家』では、

同十六日ニ伊与国ヨリ飛脚到来、河野ノ大郎通清・同四郎通信、是モ平家ヲ背テ、源氏ニ同心ノ間、道前道後ノ境

鷹尾<sup>1</sup>、「<sup>2</sup>」城ニ楯込ル、爰ニ肥後ノ国ノ住人怒賀入道西寂ハ平家志深ケレハ、四国ノ狼籍静メトテ、伊与国ハ押渡リ、鷹

尾城ニ押寄テ、散<sup>ミ</sup>ニ<sup>2</sup>「<sup>3</sup>」河野ノ大郎通清被<sup>ニ</sup>討取<sup>一</sup>候ヌ、<sup>3</sup>「<sup>4</sup>」其子」四郎通信ハ、安芸国ノ住人奴田ノ次郎ハ母方<sup>4</sup>

「叔父」ナレハ、一ニ成ントテ安芸国ニ押渡リ、奴田ノ城ニ楯込ル、怒賀ノ入道西寂ハ四国ノ狼籍静ツ、備後ノ鞞<sup>トモ</sup>ニ

押渡、其夜シモ、近宿ヨリ遊君遊女共呼集メ、遊戯レ舞躍リ、前後モ不知臥タリケルニ、河野ノ四郎父ヲ討セテ安カラヌ物也トテ、思切タル兵共、百余人語テ、備後ノ軛へ押渡リ、散ニ攻ケレハ、城ノ内ノ兵共、防戦ト云共、可レ叶共見エサリケリ、去程ニ怒賀入道西寂ヲハ生虜テ、父カ被レ討タリケル<sup>5</sup>。「高直」城マテ提持テ行キ、鋸テ頸ヲ切共聞キ、又張付ニシケル共聞エケリ（両足院本卷六「四国鎮西早馬ノ事」<sup>68</sup>）

とあり、一連の攻城合戦の中に組み込まれてをり、敵討譚の性格が後退する。これまでの考察から、この復仇譚は、内海ならではの舟を利用した鮮やかな敵討で、その機会を得べく苦節を経た後、宗賢一人が成し遂げたと作るのが本意であると推定出来る。残る史料からは貴種めかされるが、宗賢は本来、名もなき家人ではなかつたか。

## 注

(1) 福田豊彦氏「『源平鬪諍録』その千葉氏関係の説話を中心として」（『東京工業大学人文論叢』一、昭和五十年十月）

(2) 山内讓氏「解題Ⅱ『予章記』の成立」（佐伯真一・山内讓氏校注『伝承文学注釈叢書』予章記（平成二十八年十月、以下、注釈本『予章記』とする）掲載諸論参照。更に丸山幸彦氏「近世『予章記』の成立と構造―南明本を中心に―」（『四国中世史研究』十一、平成二十三年八月）参照。

(3) 「『予章記』雑考」（『帝塚山学院大学研究論集』二十一、昭和六十一年十二月（以下、佐伯氏論①とする））掲載諸論参照。

(4) 山内讓氏『中世瀬戸内海地域史の研究』第三部第四章第三節「『予章記』の成立」（平成十年二月）

(5) 佐伯氏論①・佐伯真一氏「解題Ⅰ『予章記』の諸本と伝承文学的価値」（注釈本『予章記』所収）

(6) 『平家物語遡源』第三部第二章「『平家物語』と『予章記』」（平成八年九月、初出昭和六十三年二月（以下、佐

伯氏論②とする)。

(7) 東大史料編纂所謄写本による(以下、【善系】とする)。猶、数年前電網競売に出品された現蔵者不明の写本一巻がある。その時公開された画像では、裏書の有無は不明であるが、善応寺甲本系の写本で(四郎通直まで)、次に「孝靈天皇ヨリ四十二代」とし、河野氏の嫡子系図を継ぎ、奥書に、

前与州大守河野四郎通直公藝州竹原<sup>七</sup>

天正十五丁亥年七月十四日御歳并四歳有御逝去依是

風早好成山善心禅寺込置但是写也

天正十五丁亥年霜月十四日

藤原朝臣二神修理進種家

とある。その後、七郎通正―正種の系統の某氏系図が載る。本文一筆か。以下、二神本と略。二神修理進は『二神文書』「河野氏奉行人連署奉書案」(永禄十三年十二月『愛媛県史 資料編 古代・中世』二一〇六、以下『愛媛』と略)・『同』「二神氏文書案」(永禄十三年十二月『愛媛』二一一〇)・『同』「二神修理進書状」(『愛媛』二二四六)に見える人物。

(8) 「系図と家記―伊予河野氏の例から―(上)・(下)」(『国語国文』七十九ノ十・十一、平成二十二年十・十一月、以下、拙稿と略)。

(9) 汲古書院刊の斯道文庫本影印による。

(10) 貴重古典籍叢刊による。平松本(清文堂)・竹柏園本(天理図書館善本叢書)・小城鍋島本(汲古書院)・南都本(汲古書院)・高橋十行本(高橋貞一氏『平家物語覚一本新考 八坂流本の成立流伝』所収)近し。八坂本第一類文禄本(複製日本古典文学館)・同第二類の京都府立総合資料館本(電子公開)・田中本(国立歴史民俗博物館の電子

画像）・奥村本（大学堂の影印）・秘閣粘葉本・城方本（共に内閣文庫の電子公開）・城幸本（早稲田大学図書館の電子公開）は「河野四郎通信」が五百余騎で挙兵したとする。八坂本『平家』諸本の分類と略称は山下宏明氏編『平家物語八坂系諸本の研究』（平成九年一月）による。

(11) 龍谷大学善本叢書の影印による。高野本（笠間書院刊の影印）・梵舞本（電子公開）同。また鎌倉本（汲古書院刊）・享禄本（原装古典影印叢刊）も同。

(12) 『平家物語全注釈 中巻』巻六「廻文」（昭和四十二年五月）

(13) 日本古典文学影印叢刊による。島原本大略同（国文学研究資料館の電子公開による）。

(14) 佐伯真一・高木浩明氏『校本保暦間記』の慶長古活字本の影印による。

(15) 当時、それが孝養とされたとある。佐伯真一氏「敵討の文学としての『曾我物語』」（村上美登志氏編『曾我物語の作品宇宙』所収、平成十五年一月）・同氏「復讐の論理―『曾我物語』と敵討―」（『京都語文』十一、平成十六年十一月）参照。

(16) 汲古書院の影印による。『盛衰記』では1「奴田」、2「ヲ調へ、狛船ノ躰ニモテナシ」、4「西寂ヲ生虜テ、高繩城ニ将行テ」、5「異説雖口多、死亡決定也」との差異がある（勉強社刊の慶長古活字本の影印による。蓬左本もほぼ同じだが、「狛船」とする〔汲古書院影印〕）。四部本・『盛衰記』に近い天理大学図書館蔵高倉寺本『平家』巻六（紙焼写真）では2を「鉤舟」とし、3に「さ右なく」と入る。

(17) 注釈本『予章記』では、「夜通し船上で酒宴を張る意か」とする。高倉寺本では「西海」とする。

(18) 河野氏系図諸本に見えない。通清兄弟として、河野氏系図では盛家を釣る【善系】・二神本・【長系】・【越智稲葉】には名字・仮名がなく、「親清二男」とあり、その子の信家に「北条三郎大夫」とあるのみ。また別本『河野系図』（続群書類従）では「某」のみ。対して『越智姓得能系図』（東大史料編纂所蔵謄写本）では盛家に「北条三郎大夫」、『別宮系図』（東大史料編纂所蔵謄写本）では「北条四郎大夫」、【上系】では「河野太郎大夫」とする。



『諸家系図纂』所収内侍原刑部卿所藏本「河野系図」では通清子に（「大内福良」と脇書）、金蓮寺本では盛家を通清の従兄弟とし、「当家ノ氏族相伝之家系多以盛家ノ作親清二男」、疑ハ執筆者誤歟、古系如二本書」（伊予史談会蔵写本）として、区々である。

(19) 汲古書院の影印による。長門本（巻十二）は1が「移りて」、2「へつなを、うちきりて」、3「首をのこにて」と異なる点が若干ある。長門本は、福武書店の岡山大学本により、赤間神宮本（山口新聞社刊の複製）を参照した。(20) 佐々木紀一「安日説話の展開—真名本『曾我物語』揺蕩—」（『国語国文』七十五ノ十二、平成十八年十二月）参照のこと。その後管見に入つた同系の東大史料編纂所蔵徳大寺本（『日本八十姓并四家系図』・同蔵島津本（『日本惣系図』）も参照した。何れも近世の写本。

(21) 延慶本では通信が一旦、伊予より石見に逃れたとしながら、直後に宗賢が伊予で通信と対面したとする事も不審だが、長門本では安芸として問題ない。更に長門本の「福茂新次郎」（巻十八「田内左衛門尉被生虜事」）であれば良いのだが、延慶本『平家』では、屋島合戦の折、河野通信を攻めた田内左衛門尉成直（教良）が、「河野ヲ伯父福浦新三郎」（延慶本六本「八嶋ニ押寄合戦ノ事」）。四部本は「吹浦三郎」と、仮名が同じ通清兄弟を討つたとするのは、不自然である（覚一本・屋代本はなし）。該当人物は河野系図諸本では、伊予史談会蔵『乎致宿祢系図外八本』「乎致宿祢系図」に、通豊を釣り、「河野新三郎、冒福良氏、於伊与国喜多郡比志城討死、池内冠者公通継家、子孫冒池内氏」と一致するが（『同前』得能通忠氏蔵「河野系図」には「福良新三郎、比志城討死」とある）、『平家』に先行するか疑問。

(22) 上蔵院本共に、伊予史談会叢書『予章記・水里玄義』の翻刻による。傍線部、広島大本「念望無限」とあり、「」には、聖藩本「呼」（『軍記物語研究叢書 第八巻 未刊軍記物語資料集八 聖藩文庫本軍記物語集四』）が入る。

(23) 洲本市立図書館蔵『予章記』（以下、『洲予』と略）には本記事なし。請求記号（歴史—133）、黄土色表紙、二十六・八糶×十九・六糶。墨付六十一丁。外題・内題「予章記」。最終丁に「享保十三戊申八月廿三日 藤原忠

愛記之」の奥書あり。本文一筆。その構成は①「河野家追考 忠愛記」・②「予章記」・③「河野系図」(一柳氏を継ぐ。後掲する【洲系】)・④「河野系図」・⑤「河野家記考」・⑥「久留嶋家系」より成る。②は、亀王丸通義死亡記事の後、通久以下の歴代を記し、四郎通直の天正十五年死亡による断絶記事で終はる。更に追記があり、その末尾に「寛文十白孟秋日凸嶺叟讀書ニ其後<sup>ハ</sup>大尾」とあり、本文は寛文十年以前の成立となる。その本文は他の諸本と大きく異なるが、『予陽河野家譜』(内閣文庫本による)に近い所があり、それを利用したか。

(24) 東大史料編纂所蔵謄写本による。

(25) 伊予史談会刊行本の改訂四版の翻刻による。

(26) 次の内閣本共に紙焼写真による。内閣本も「幕ノ内ニ呼入対面シ盃ヲ出サントスル砌ニ宗賢ツ、ト入テ西寂ヲ引提虜<sup>シテ</sup>之ヲ舩ニ乗セ」とあり(得能本同)、注釈本『予章記』二一⑤【校異】によれば、黒田本も「ツ、ト入テ」とある。

(27) 【越智稲葉】・【上系】・【洲系】二重線部なし。

(28) 【長系】・【上系】同。【越智稲葉】は傍線部を「畧」、【洲系】は「謀反」とする。

(29) 【河崎系】では、「通信宗賢坊不意ニ入道カ舟ニ乗移リ」と明示する。

(30) 東大史料編纂所の【長系】謄写本によれば、その由緒書は系図の方に附属する事になる(注釈本『予章記』収録)。佐伯氏論①に紹介する黒田本奥書の、稲葉正通に贈つたとある系図も同系か。

(31) 【上系】には『上予』のみに一致する箇所がある。益躬脇書で、

【上系】 其時此来嗜持タル金磁頭抛<sup>玉ヲ</sup>

とあるが、これは他の二系図になく、

『上予』 此来嗜ミ持タル金磁頭ヲソロリトヌキ、足ノウラノ矢所ヲ見スマシ、思フマ、ニ射ケレハとあるのに近い。しかし三並脇書で、

【上系】 其影移海水、見ニチ、ミ文字、為吉例紋ニ用來ル也

【越智稲葉】 其紋移海水、見三文字、自此用折敷内三文字紋也（長系）・【早系】・【洲系】同

【上予】 其影高ク海水ニ浮ヒ、波に漂ヒクタケルカ三文字ニ見タリ、其後夷国帰朝ノ嘉例トシテ傍折敷二三文字ヲ家ノ紋トシテ定メ玉フ

【長予】 其影ノ白々ト海水ニ移リタル二三文字見ヘタリ、奇異ノ想ヲナス処ニ、其舟ヨク日本ノ軍得レ利、早ク帰朝アリシ故ニ、幕ノ紋ニモ用レ之、其ノ三文字波ニ移タル体ニテ縮三文字也、折敷モ只四方ナル折ヘキ也（通信条）

とあり、傍線部は「上予」ではなく、「長予」にあるから、「上系」が再参照した『予章記』を「上予」と限定する事は出来ない。また独自の誤りもある。伊予王子第一王子（大宅）協書で、

【上系】 ヨシヲ以並レ屋、故其所ヲヨシ原ト云也

【越智稲葉】 菴立並、故其所曰菴原也（他本ほぼ同）

とある傍線は、「上系」の誤りである。

③2 東大史料編纂所蔵の紙焼写真による。

③3 【善系】・二神本・別本『河野系図』（続群書類従所収）には記事なし。

③4 田中稔氏『鎌倉幕府御家人制度の研究』第三編第三「鎌倉時代における伊予国の地頭御家人について」（平成三年八月、初出昭和四十四年）

③5 佐藤進一氏『増訂鎌倉幕府守護制度の研究―諸国守護沿革考証編―』第七章「伊予」（昭和四十六年六月）・山内讓氏『中世瀬戸内海地域史の研究』第三部第二章「承久の乱と地方武士団の動向」（平成十年二月）

③6 問題個所は京大本も同じ（次の白杵甲・乙本共に紙焼写真による）。杲大齋本『予章記』は近世後期写本一冊。二十八・五×二十一・九糎。黄土色後装表紙 内題「予章記」と書。墨付六十三丁、本文一筆（漢字片仮名）。亀

王丸通義の死没記事の後に、

此跡者御弟之六郎通之殿有<sub>二</sub>御讓<sub>三</sub>而河野六郎通之ト申、於<sub>三</sub>三木寺<sub>二</sub>而討死也、是瑞巖寺殿也

とあり、河野四郎通直の代の滅亡まで歴代当主と法名、死因を上げ、通直養子の河野太郎の伊予入と再興が叶はなかつた旨の記事がある。末尾に「河野家之覚」・「河野一族十八ヶ村侍大将之覚」と歴代の院号の覚書が続く。

37内閣文庫蔵『河野軍記』では、「其時之忠賞ニ宇都宮弥三郎友綱ニ梶原力領セシ喜多郡ヲ賜ル、後世永祿十年ニ亡ヒシ宇都宮遠江守豊綱ハ弥三郎友綱之庶族ナリ」と敷衍する（電子公開による。東大史料編纂所蔵謄写本『予州来由記』が同）。

38【越智稲葉】ほほ同。【上系】はa以下なし。【洲系】は傍線を「座跡」とし、【河崎系】は「後、予州越智郡御寫ニ於テ明神ト崇メ」と改める。

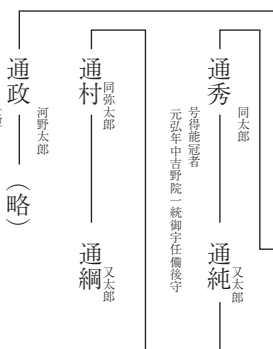
39『忽那家文書』「忽那一族軍忠次第」に見える「通増通綱」であるが（『愛媛』六八一）、『太平記』卷七「土居得能揚旗事」では「土居次郎・得能<sup>トクノ</sup>弥三郎」（西源院本）とあり系図の仮名「弥太郎」と異なる（正木本・相承院本・陽明本は「得能三郎」）。また巻十七「義貞北国落事」では「河野備後守 通治・同備中守通繩」（西源院本）とあり（陽明本は通綱を挙げない）、神田本には「得能備中守通綱」ともあるが、系図と完全に一致しない。西源院本は軍記物語研究叢書、玄玖本は勉強社、神田本は汲古書院の影印による。その他は紙焼写真による。

40『河野土居系図』（東大史料編纂所蔵謄写本）では、系図の配置は異なるが通綱に付せられる。二神本では問題の脇書は、

通俊

得能四郎大夫、号得能覚者

母新橋大夫玉氏女



と位置が異なる。善応寺系本でも、配置を崩し、通政に付す本があり（島原本『古系図』『河野系図乙本』（掲載順に甲・乙本とする。電子公開）、別本『河野系図』は更に崩れ、通政に「任備後守」、得能通秀に、本来通政の脇書の「承久年中隱岐院御治世之時、被召加西面武者所」がある。

(41)伊予史談会蔵『河野諸家系譜』では信吉―宗賢と親子関係とする。

(42)別本『河野系図』では壬生川通光の子として、大きく異なる。

(43)【早系】は傍線部を「任ニ伊予王子ト下レスノ国ニ之例」と訓ず。【洲系】は「任伊与国江皇子下国ノ例」とする。

(44)無窮会図書館神習文庫蔵『王年代記』推古紀所収記事ほぼ同。拙稿参照。

(45)【早系】は、通昭を兄弟に竄入するが、これは【越智稲葉】を誤つたもの。

(46)【洲系】は「智真房」のみ釣る。【河崎系】なし。

(47)「親清条」で、

【越智稲葉】又平治比承白川院宣、任伊与国務職云々（【早系】同）  
とあるのは、

『長予』平治二年後白河院宣ヲ承テ任伊与国々務職一

とある傍線部を脱落してゐるが、

【長系】又平治ノ頃<sup>コロ後</sup>承白川ノ院宣<sup>ヲ</sup>、任伊預国務職<sup>ニ</sup>云々

とある事からすると、【長系】の訂正と考へられる。

(48)『与州新居系図』(大倉象馬氏解説の複製)・『別宮系図』・『水里玄義』

(49)軍記物語研究叢書による。神田本・玄玖本・天正本同。中京大本は傍線の「猶」なし。

(50)『中世河野氏権力の形成と展開』第一部補論二「南北朝期の伊予国守護」(平成二十七年六月、初出昭和 五十四年)

(51)別本『河野系図』では傍線なし。島原本『古系図』乙本は、傍線部は「養子也」。二神本はこの部分公開画像なし。

(52)【越智稲葉】・【早系】は「」に「任対馬守」が混入。【上系】二重線部なし。

(53)『河野軍記』では傍線「六万」とする。内閣本『予陽河野家譜』には舟・人数なし。

(54)聖藩本・白杵甲・同乙本・今治市河野美術館本・東北大学附属図書館蔵狩野本・得能本・京大本・島原本・群馬大学附属図書館蔵新田本同。破線は紙焼写真による。

(55)紙焼写真による。島原本・河野本同。

(56)河野正信氏蔵『河野系図』でも「出江氏橋立氏」と、各々名字にする(軍記物語研究叢書八による)。

(57)国会図書館蔵本の電子公開。内閣文庫蔵写本ではx「ヲ見捨、落行」、y「指ヲサ、レ候ハン事」とする(電子公開)。前田本は「親<sup>おや</sup>のうたる、を見捨て、逃<sup>にぐ</sup>る者<sup>もの</sup>や候」と簡潔(汲古書院刊『前田家本承久記』の影印による)。

『承久兵乱記』も同(村上光徳氏編の『承久兵乱記』の翻刻)。慈光寺本には該当部なし(村上光徳氏編『承久記 慈光寺 全』)。

(58)臨川書店刊の影印による。1米沢本―「高直」、2南部本・米沢本―「責ケレハ」、3南部本―「又其弟」、4米沢本―「舅」、5南部本―「鷹尾」。南部本は電子公開による